

第2章 株主名簿への記載又は記録

第4条 (株主名簿への記載又は記録)

- ① 本会社は、機構から受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載又は記録を行う。
- ② 本会社は、株主名簿に記載又は記録される者(以下株主等という)の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載又は記録を変更する。
- ③ 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載又は記録を行う。
- ④ 本会社の株主名簿は、機構が指定する文字及び記号により記載又は記録するものとする。

第3章 諸 届

第5条 (株主等の住所及び氏名又は名称の届出)

- ① 株主等は、住所及び氏名又は名称を本会社に届け出なければならない。
- ② 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第6条 (外国居住株主等の届出)

- ① 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか又は通知を受ける場所を定めて、これを届け出なければならない。
- ② 前項の常任代理人は、前条第1項の株主等に含むものとする。
- ③ 第1項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第7条 (法人の代表者)

- ① 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名及び氏名を届け出なければならない。
- ② 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第8条 (共有株式の代表者)

- ① 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、その住所及び氏名又は名称を届け出なければならない。
- ② 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。